

大磯町二宮町障害程度区分等認定審査会共同設置規約の変更に
ついて

二宮町と共同設置した大磯町二宮町障害程度区分等認定審査会の規約を変更することについて二宮町と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

大磯町二宮町障害程度区分等認定審査会共同設置規約の一部を 改正する規約

大磯町二宮町障害程度区分等認定審査会共同設置規約（平成18年大磯町告示第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町二宮町障害支援区分等認定審査会共同設置規約

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「大磯町二宮町障害程度区分等認定審査会」を「大磯町二宮町障害支援区分等認定審査会」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。